



第5章

地区別の緑と水のまちづくり

本章では、地区の特性を踏まえた緑と水のまちづくりを進めていくため、第3章に記載した計画の方針、目標及び第4章に記載した施策を踏まえ、5つの総合支所(芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南)の区域ごとに、緑と水のまちづくりの目標、方針、緑と水の配置イメージを記します。



第5章

地区別の緑と水のまちづくり

地区の特性を踏まえた緑と水のまちづくりを進めていくため、5つの総合支所ごとに、第3章に記載した計画の方針、目標及び第4章に記載した施策を踏まえた地区別の方針を示しました。各地区の方針は、それぞれの地域の特性を生かして緑と水を守り、育てていくための一つの方向性を示すものであり、今後、あらゆるまちづくりの機会のなかで区民、事業者とともに、具体的な取組みを考え、進めていきます。



本章の構成は、次のとおりです。

(1) 緑と水の現況と課題

各地区の緑と水の特色、緑と水の保全・創出に向けた課題を示しています。

(2) 緑と水のまちづくりの目標

区全体の方針、各地区の緑と水の現況、課題を踏まえ、それぞれの地区でめざしていく緑と水のまちづくりの目標、地区の重点的な取組みを示しています。

(3) 緑と水のまちづくりの方針

区全体の4つの方針(みんなで緑と水を育てよう、ゆかりの緑と水を大切にしよう、ふれあいもてなしの緑と水を創り出そう、緑と水をつなごう)に沿って、各地区で特に取り組むべきテーマと方針を示しています。

(4) 緑と水の配置イメージ

区全体の緑と水の配置方針、(3)緑と水のまちづくりの方針を踏まえ、緑と水の保全・創出において重要な拠点、軸、緑と水の保全と創出のイメージを示しています。

1 芝地区

(1) 緑と水の現況と課題

- ・芝地区は、洪積台地の端部に位置する虎ノ門四・五丁目、愛宕、芝公園一带、三田一・二丁目に緑が多く、寺社、公園、大学、大使館等に斜面緑地を含む、まとまった緑が残されています。
- ・地区東側の商業・業務地は、緑被率が特に低い状況にあります。この一带はヒートアイランド現象によるホットスポットが形成される地域でもあり、街路樹の育成や、沿道の公開空地の連続化と緑化等により、夏期に屋外を快適に歩くことができる環境を形成していくことが特に重要です。
- ・古川、御田八幡神社の湧水地などの水辺も残されており、都市にうるおいをもたらす存在として保全を進めていく必要があります。
- ・整備が進む環状 2 号線の沿線において、まちづくりにあわせて景観形成を進めるとともに、広幅員の道路が風の通り道となるよう、沿道の敷地が協力して連続性のあるオープンスペースを確保し緑を充実させていくことが求められます。
- ・景観形成特別地区に指定された環状 2 号線周辺、芝公園周辺、大門通り周辺、浜離宮・芝離宮庭園、三田通り周辺を擁し、緑と水の観点からも良好な景観形成を進めていくことが必要です。
- ・芝地区は、芝公園、南桜公園、イタリア公園、芝給水所公園など特色ある公園が多い一方で、商業・業務地に立地する児童遊園も多く、利用者層を考慮した憩いの場づくりが課題となっています。

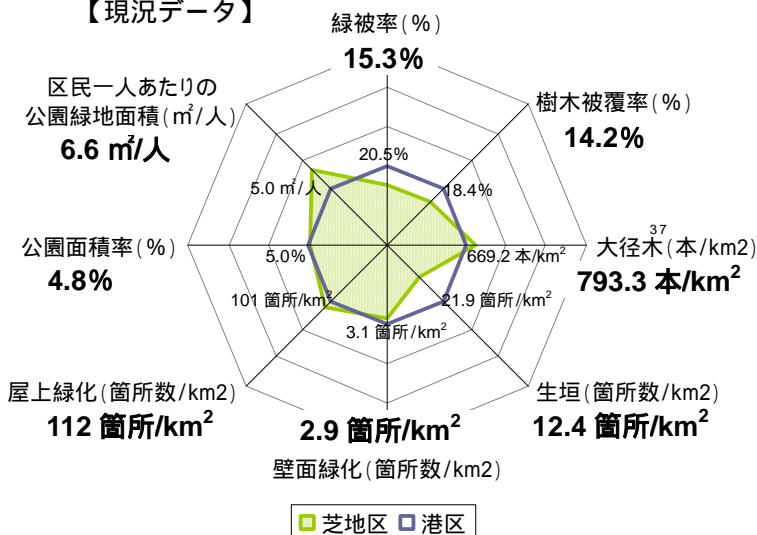


区立芝公園



商業・業務地に創出された緑

【現況データ】



	芝地区	港区全体
地区面積	441.9ha	2033.9ha
人口 (H22.4.1)	32,117人	202,505人
緑被地面積 (H18)	67.5ha	417.0ha
緑被率 (H18)	15.3%	20.5%
公園緑地総面積 (H22.4.1)	21.2ha	102.0ha
公園緑地箇所数	区立公園	9箇所
	児童遊園	12箇所
	区立緑地	7箇所
	区立計	28箇所
	国の公園等	0箇所
アドプト・プログラム参加団体 (H23.2)	都立公園・都立海上公園	2箇所
	計	30箇所
アドプト・プログラム参加団体 (H23.2)	27団体	79団体

³⁷ 大径木：港区みどりの実態調査の樹木調査の対象となる地上1.5mの幹周りが93cm（直径30cm）以上の樹木。

(2) 緑と水のまちづくりの目標

風格とにぎわいが共存する 緑豊かな住み続けられるまちをつくる

芝地区の重点的な取組み：区民・事業者等への協力の働きかけを通じた屋上緑化等の推進

(3) 緑と水のまちづくりの方針

みんなで緑と水を育てよう

区民と事業者等とのパートナーシップの育成

- ・事業所が多い地区である特性を生かし、アドプト・プログラムへの事業者の参加の促進、事業所内の緑地を活用した区民の環境学習など、緑と水に関わる活動への事業者の参加を進めます。
- ・区立芝公園における交流ガーデン事業をはじめ、公園等の維持管理や利活用を進める区民と事業者、NPO 等とのパートナーシップを育て、区民や事業者が主体となった活動を支援していきます。

ゆかりの緑と水を大切にしよう

大木、並木の保全、育成

- ・地域の大木について、保存樹木の指定等により保全を進めます。

斜面緑地の保全・活用

- ・土地所有者、開発事業等に関わる事業者への保全の協力要請等を通じて、斜面緑地を保全します。また、緑地の管理者と協力して緑地を公開するなど、区民がふれあえる緑としての活用を進めます。

湧水地の保全

- ・当地区の貴重な水の資源である湧水地を保全します。

ふれあいともてなしの緑と水を創り出そう

沿道の敷地と協力した木陰づくり

- ・都市計画諸制度を活用して、公共用地（道路）と沿道の民有地が協力して歩行空間に木陰をつくったり、建物の壁際の緑化によって建物壁面からの照り返しを防ぐ、保水性舗装を導入し貯留した雨水を散水するなど、緑と水を生かして屋外を快適に歩ける環境を形成します。

身近な児童遊園の再生

- ・国際性あるビジネス街にふさわしい緑豊かな憩いの場を形成していくため、利用者層を考慮し、児童遊園の再生を進めます。

区民、事業者と連携、協働した公園等の活用

- ・公園をまちのにぎわい拠点としていくため、区立芝公園における交流ガーデン事業をはじめ、区民、事業者等と連携、協働した公園の活用を進めます。

景観資源を生かす風格ある街路樹の育成

- ・国内外に誇れる風格とにぎわいのある街並みをはぐくんでいくため、国や東京都とも協力し、緑量豊かな街路樹を育成していきます。

赤坂・虎ノ門緑道の整備

- ・環状2号線からつながる区道1014号線（通称 アメリカ大使館前通り）の沿道において、敷地緑化、既存の緑地の保全・拡張、緑豊かな歩道状空地の設置などを地域が主体となって進め、区道とその街路樹と一体となった大規模な緑道空間を形成します。

屋上緑化等の推進

- ・商業・業務地、住宅地に緑を増やしていくため、屋上緑化等への助成や緑化の方法等に関する情報提供を進め、区民、事業者等による屋上緑化等を推進します。

緑と水をつなごう

環状2号線を軸とした景観形成、風の通り道の形成

- ・道路整備にあわせて進むまちづくりを通じて、沿道に連続性のあるオープンスペースを確保するとともに、道路に沿って緑を充実させ、良好な景観の形成を図るとともに、風の通り道を形成していきます。

(4) 緑と水の配置イメージ



2 麻布地区

(1) 緑と水の現況と課題

- ・麻布地区では、古川の北側に位置する麻布台地、飯倉台地の斜面に、斜面緑地が多く残されています。しかし、古川沿いの低地部と幹線道路（六本木通り、外苑東通り）沿いなどに緑の少ない一帯があり、地区全体の緑被率は区平均に近い18.8%となっています。
- ・大使館、公園などには、江戸時代に斜面地や湧水を生かして造られた大名屋敷等の庭園を由来とするまとまった緑が残されています。
- ・屋上緑化の箇所数（1km²あたり）が区内で最も多いことも特徴の一つです。
- ・有栖川宮記念公園とその周辺が、景観形成特別地区に指定されており、公園の緑との連続性に配慮した緑を創出し、公園の緑と調和した落ち着いた街並みの形成が求められています。
- ・善福寺の柳の井戸など、現在も湧出が確認できる湧水地が複数あることから、湧水地の保全、湧水地と一体の環境を形成する周辺の緑地の保全、集水域を含む洪積台地上で雨水の浸透促進を進めていく必要があります。
- ・網代公園、一の橋公園など、まちのにぎわい創出の拠点となる公園の活用を進めていくとともに、斜面緑地を含む公園、古川に面した公園などにおいて公園の自然資源を生かしていくことも大切です。
- ・地区の南端を流れる古川は、水質改善の取り組みが進んだ結果、環境基準を概ね達成していますが、通年の安定した水質・流量の確保が必要です。また、区民が水辺に親しむことができ、生きものもすめる環境を総合的に再生していくことも課題となっています。

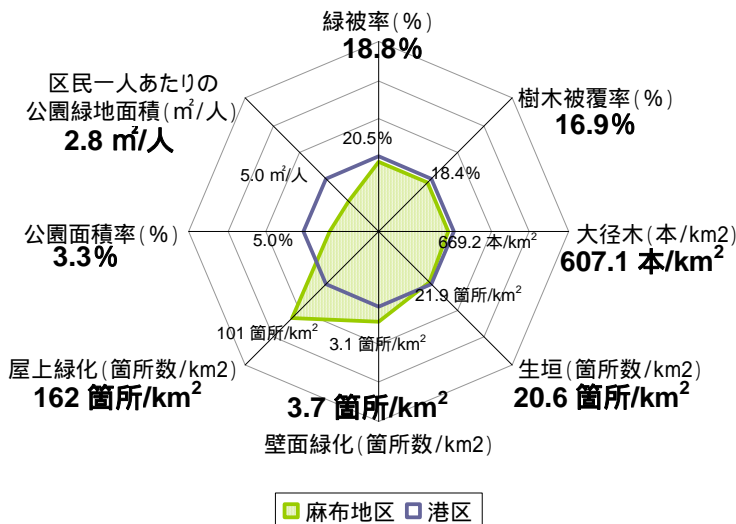


有栖川宮記念公園



善福寺 柳の井戸

【現況データ】



	麻布地区	港区全体
地区面積	378.7ha	2033.9ha
人口 (H22.4.1)	44,103人	202,505人
緑被地面積 (H18)	71.2ha	417.0ha
緑被率 (H18)	18.8%	20.5%
公園緑地総面積 (H22.4.1)	12.4ha	102.0ha
公園緑地箇所数	区立公園	12箇所
	児童遊園	14箇所
	区立緑地	7箇所
	区立計	33箇所
	国の公園等	0箇所
	都立公園・都立海上公園	1箇所
計	34箇所	151箇所
アドプト・プログラム参加団体 (H23.2)	7団体	79団体

(2) 緑と水のまちづくりの目標

落ち着いたたたずまいを感じさせる緑と水が生きる
人にやさしいまちをつくる

麻布地区の重点的な取組み：屋上緑化・壁面緑化箇所数の増加

(3) 緑と水のまちづくりの方針

みんなで緑と水を育てよう

区民とともに緑を育てる活動の推進

- ・地域の公園づくりや緑の管理などにおける区民、事業者との協働を通じて、緑の保全及び新しい緑の創出に取り組みます。

ゆかりの緑と水を大切にしよう

斜面緑地の保全・活用

- ・土地所有者、開発事業等に関わる事業者への保全の協力要請等を通じて、斜面緑地を保全します。また、緑地の管理者と協力して緑地を公開するなど、区民がふれあえる緑としての活用を進めます。

湧水地の保全

- ・当地区の貴重な水の資源である湧水地を保全します。
- ・湧水地の水源となる集水域を中心に、雨水浸透施設の設置を推進し、洪積台地上での雨水の浸透を促進します。

古川の水質、水環境の向上

- ・古川の清流復活・再生に向け、関係機関と連携して平常時の水量確保、水質改善を推進します。

ふれあいともてなしの緑と水を創り出そう

区民の憩いや交流、緑の拠点としての公園づくり

- ・六本木をはじめとする都内有数の繁華街を抱える地区であることから、繁華街に近い立地の公園、児童遊園等を憩いとレクリエーションの場、災害時の避難及び支援活動拠点など、多様な役割を持つ場として整備を進めます。

古川の親水化

- ・古川の再生整備にあわせて、橋、護岸、隣接する公園や緑地の親水化、古川沿いの民有地等と連携した景観形成を進めます。

屋上緑化・壁面緑化を通じた緑の創出

- ・区民、事業者と連携し、屋上緑化、壁面緑化を進め、緑を増やし、環境に配慮したまちづくりを進めます。また、緑化の推進に向け、屋上緑化等への助成や緑化の方法等に関する情報提供を進めます。

緑と水をつなごう

地域の歴史資源、坂道の特色ある景観を生かした、緑と歴史の散歩道づくり

- ・斜面緑地に残る歴史ある緑、坂道の特色ある景観、湧水地など、ゆかりある緑と水の資源に区民がふれあえる散策ルートを中心に、花壇づくり、緑のカーテンの設置、壁面緑化など、区民や事業者と連携、協働して多様な緑化、街路樹の育成などを進め、緑と調和した落ち着いた街並みを感じられる散歩道をつくります。

多様な動植物の生息・生育環境の保全

- ・生きものの生息・生育の拠点となっている有栖川宮記念公園、元麻布三丁目緑地や、斜面緑地を有する麻布台周辺の公園などにおいて、生きものの生息・生育環境に配慮した多様な緑と水辺の創出、維持管理における配慮（鳥や昆虫が利用する在来植物の活用、階層構造の発達した樹林の育成、樹林の過度な利用による踏圧の防止など）を進めます。

(4) 緑と水の配置イメージ



3 赤坂地区

(1) 緑と水の現況と課題

- 赤坂地区では、景観形成特別地区に指定されている青山通りのにぎわいある街並みと並木、明治神宮外苑の風格ある並木と豊かな緑をはじめ、寺社等の歴史・文化的資源と一体となった緑など、緑が地区の景観形成に重要な役割を果たしています。このため、景観資源ともなっている大木、並木、樹林などを保全していく必要があります。
- 洪積台地の端部に位置し、斜面緑地が公園や寺社、美術館、大使館等の敷地に残されています。また、湧水地が2箇所確認されており、集水域を含む洪積台地上で雨水の浸透促進を進めていくことが必要です。
- 赤坂御用地、青山霊園などのまとまった緑は、ヒートアイランド現象の抑制につながるクールスポットの形成や生きものの生息拠点として重要であって、周辺に緑を充実させ、効果を高めていくことが求められます。
- 南青山一帯は、身近な徒歩圏内に一定規模以上の公園が乏しい地域です。
- 公園や大規模な民間のオープンスペース、寺社など、点在する緑の拠点をめぐるルートを中心に、沿道と一体となった「緑のネットワーク」を形成していくことが重要です。
- 赤坂御用地、明治神宮外苑、青山霊園などを除いた地域は、必ずしも緑が豊かとはいえない状況にあり、開発事業等を通じた緑の創出、区民による住宅地の緑化などを進めていくことが課題となっています。

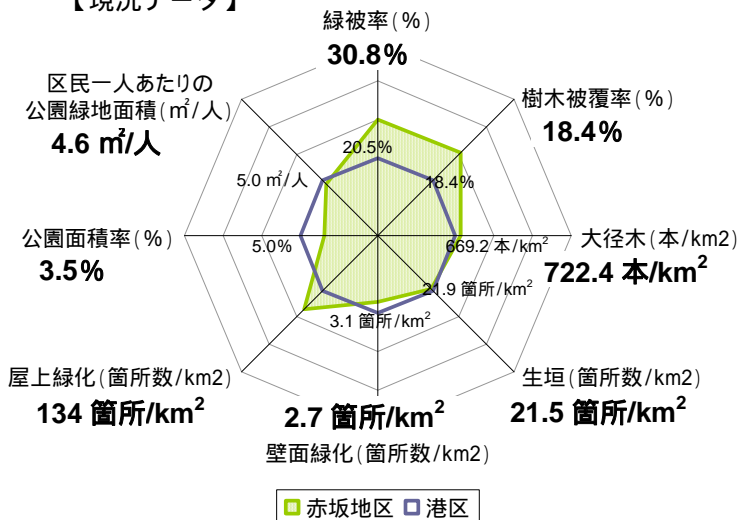


明治神宮外苑



乃木神社

【現況データ】



		赤坂地区	港区全体
地区面積		400.6ha	2033.9ha
人口 (H22.4.1)		30,009人	202,505人
緑被地面積 (H18)		123.4ha	417.0ha
緑被率 (H18)		30.8%	20.5%
公園緑地総面積 (H22.4.1)		13.9ha	102.0ha
公園緑地箇所数	区立公園	8箇所	48箇所
	児童遊園	9箇所	59箇所
	区立緑地	3箇所	34箇所
	区立計	20箇所	141箇所
	国の公園等	1箇所	2箇所
	都立公園・都立海上公園	1箇所	8箇所
計		22箇所	151箇所
アドプト・プログラム参加団体 (H23.2)		4団体	79団体

(2) 緑と水のまちづくりの目標

まちの歴史とにぎわいを彩る

豊かな緑を未来に向けて受け継ぐまちをつくる

赤坂地区の重点的な取組み：区民や事業者と連携、協働して、緑と水を守り、育てるため、アドプト・プログラムへの参加団体の増加

(3) 緑と水のまちづくりの方針

みんなで緑と水を育てよう

区民、事業者等とのパートナーシップの育成

- ・アドプト・プログラムへの参加が少ないことから、当該制度への参加団体の増加を図るとともに、区民や事業者が主体となった緑と水に関わる活動を支援します。

緑化の普及・啓発

- ・緑と水の役割に対する区民の理解を高め、緑と水の保全・創出に向けた区民の取組みを促進していくため、イベント等における普及啓発、広報紙やホームページを通じた緑と水に関する情報発信などを進めます。

みどりの活動員による活動推進

- ・みどりの活動員制度を普及していくため、みどりの活動員の活動を、広報紙やイベント等を通じて紹介するなど、みどりの活動員の取組みに関する情報発信を進めます。

ゆかりの緑と水を大切にしよう

大木、並木の保全、育成

- ・地域の大木について、保存樹木の指定等により保全を進めます。

斜面緑地の保全・活用

- ・保護樹林などの緑地保全制度を活用した保全、開発事業等における事業者への保全の協力要請等を通じて、斜面緑地を保全します。また、緑地の管理者と協力して緑地を公開するなど、区民がふれあえる緑としての活用を推進します。

湧水地の保全

- ・当地区の貴重な水の資源である湧水地を保全します。
- ・湧水地の水源となる集水域を中心に、雨水浸透施設の設置を推進し、洪積台地上での雨水の浸透を促進します。

ふれあいともてなしの緑と水を創り出そう

風格ある並木の育成

- ・青山通り、明治神宮外苑、青山霊園をはじめ、地域の特徴でもある風格ある並木を充実させていくため、国、東京都等と協力して、豊かな緑量を感じられる街路樹を育成します。

地域の特性に応じた公園づくり

- ・隣接する都立公園と区立公園の一体的な活用を検討します。
- ・歴史的・文化的な場所としての公園を地域の資源として活用します。

景観資源、大規模な緑の拠点を生かす連続性ある緑・オープンスペースの創出

- ・景観重要公共施設である青山通り、景観形成特別地区である明治神宮外苑の周辺において、これらとの連続性に配慮したオープンスペース等の緑化を進め、景観形成を進めます。
- ・赤坂御用地、青山霊園などのまとまった緑を拠点に、緑が持つ環境改善機能を高めていくため、これらの拠点の周辺地域において特に樹木・樹林の保全、緑化を進めます。

赤坂・虎ノ門緑道の整備

- ・環状 2 号線からつながる区道 1014 号線(通称 アメリカ大使館前通り)の沿道において敷地緑化、既存の緑地の保全・拡張、緑豊かな歩道状空地の設置などを地域が主体となって進め、区道とその街路樹と一体となった大規模な緑道空間を形成します。

緑と水をつなごう

緑の拠点をめぐるネットワーク形成

- ・散歩道、ウォーキングコースに指定されているルートの沿道を中心に、開発事業に合わせた緑化、道路沿いへの植樹や花壇づくり、緑のカーテンの設置、壁面緑化など、区民や事業者と連携、協働して多様な緑化を進め、住宅地や商業・業務地など様々場所で緑の豊かさを感じられるまちづくりを進めます。

多様な動植物の生息・生育環境の保全

- ・青山霊園や区立公園など、生きものの生息・生育の拠点となっている公園・緑地において、東京都と協力しながら、生きものの生息・生育環境に配慮した多様な緑と水辺の創出、維持管理における配慮(鳥や昆虫が利用する在来植物の活用、高木、低木、下層植生といった階層構造の発達した樹林の育成、樹林の過度な利用による踏圧の防止など)を進めます。

(4) 緑と水の配置イメージ



4 高輪地区

(1) 緑と水の現況と課題

- ・高輪地区は、地区の大部分が洪積台地上にあり、緑被率が比較的高く、大木、生垣といった樹木の多さが緑の特色になっています。また、壁面緑化の箇所数も他の地区に比べて多い状況であり、区民と連携、協働して樹木の保全、多様な緑化の推進をさらに進めていくことが重要です。
- ・洪積台地の端部にあたる地区の北には古川が流れています。また、斜面地が地区の北側、東側にあり、特に東側の崖線沿いに湧水地が多く確認されています。このため、斜面緑地と合わせて湧水地を保全すること、集水域を中心に洪積台地上で雨水の実質浸透域を拡大していくことが課題となっています。
- ・自然教育園をはじめ、寺社や大学、民間施設等のまとまった緑は、夏期の日中、夜間に周囲より気温の低いクールスポットを形成しています。これらのまとまった緑は生きものの生息・生育環境としても重要な存在です。このため、周辺に緑を充実させ、効果を高めていくことが求められます。
- ・地区の拠点となる公園である高輪公園や、子どもから高齢者まで多様な人々が憩う白金台どんぐり児童遊園、湧水地のある亀塚公園、親水テラスのある白金公園など、多様な公園があり、引き続き多様な公園づくりに取り組むことが求められます。
- ・寺社や大学、民間施設等のまとまった緑について、管理者と協力して区民がふれあえる緑としていくことも重要です。
- ・古川に沿った低地部は、地区の中でも緑や公園が乏しく、緑化推進の必要性が高い地域となっています。

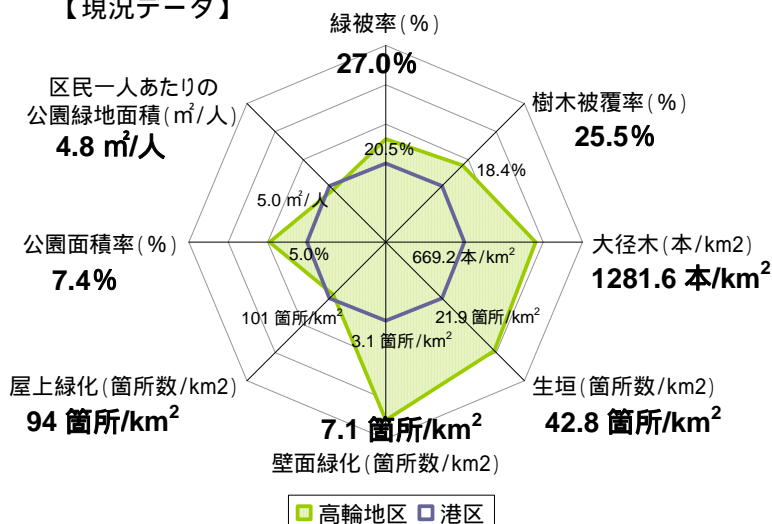


白金台どんぐり児童遊園



大木が茂る街並み（白金二丁目）

【現況データ】



	高輪地区	港区全体
地区面積	336.7ha	2033.9ha
人口 (H22.4.1)	51,770人	202,505人
緑被地面積 (H18)	90.7ha	417.0ha
緑被率 (H18)	27.0%	20.5%
公園緑地総面積 (H22.4.1)	25.0ha	102.0ha
公園緑地箇所数	区立公園	5箇所
	児童遊園	21箇所
	区立緑地	6箇所
	区立計	32箇所
	国の公園等	1箇所
	都立公園・都立海上公園	0箇所
計	33箇所	151箇所
アドプト・プログラム参加団体 (H23.2)	18団体	79団体

(2) 緑と水のまちづくりの目標

大木、湧水をはじめとした豊かな緑と水を保全し育て
人にやさしく地域にやさしいまちをつくる

高輪地区の重点的な取組み：動植物の生息・生育に適した環境、ビオトープエリア等の
保全・充実

(3) 緑と水のまちづくりの方針

みんなで緑と水を育てよう

緑化意識の啓発

- ・広報紙やパンフレットを通じて、緑と水に対する区民の意識啓発を図ります。

緑化事業の協働による推進

- ・区有施設内の緑を中心に、区の推進する緑化事業に区民と協働で取り組むことにより、地域の緑や環境に対する意識を高めます。

ゆかりの緑と水を大切にしよう

大木・樹林の保全

- ・保護樹木・保護樹林制度を活用し、大木・樹林の保全と所有者への支援を進めます。

斜面緑地の保全

- ・保護樹林などの緑地保全制度を活用した保全、開発事業等における事業者への保全の協力要請等を通じて、斜面緑地を保全します。

湧水地の保全

- ・当地区の貴重な水の資源である湧水地を保全します。
- ・湧水地の水源となる集水域を中心に、緑地の保全、雨水浸透施設の設置を推進し、洪積台地上での雨水の浸透を促進します。

ふれあいともてなしの緑と水を創り出そう

自然とのふれあい、健康づくりなど、特色をもった多様な公園づくり

- ・森の中で自然とふれあえる公園、古川に親しめる公園、健康づくりや運動に取組める公園、子どもたちが安心して遊べる公園など、地域の特性にあった特色ある多様な公園づくりを進めます。

環境保全と生態系に配慮した公園づくり

- ・野鳥や昆虫の餌となる樹木の植栽管理、ビオトープづくりを区民と共有・協働のもとで進め、多様な生きものに配慮した植栽の維持管理等により、生きものの生息・生育に適した公園づくりを進めます。

斜面緑地の景観形成特別地区指定の検討

- ・斜面に沿って緑豊かな樹林が連なる斜面緑地を保全し、緑の骨格として人々の目に触れる存在としていくため、景観形成特別地区への指定を検討します。

5 芝浦港南地区

(1) 緑と水の現況と課題

- ・芝浦港南地区は、明治時代の末から始まった海岸部の埋立地に形成された市街地です。緑被率は区内でも低いものの、公園や街路樹の緑が充実しており、都立台場公園、都立お台場海浜公園、芝浦中央公園、港南緑水公園、東京海洋大学などにまとまった緑が存在しています。
- ・近年の新しいオフィスビルの建設や集合住宅の建設などによって緑は増えており、壁面緑化や屋上緑化なども今後増えていく可能性があります。
- ・オフィスビル、集合住宅が増えることで人工排熱量の増加、地表面被覆の人工化が進み、ヒートアイランド現象が助長されることが懸念されます。一方で田町駅東口周辺のまちづくりなど、環境に配慮した先進的な取組みも特徴の一つであり、さらに進めていくことが求められます。
- ・芝浦港南地区の特色である運河については、区による運河沿緑地の整備、水辺景観形成特別地区における周辺の敷地と連携した水辺の景観形成、水辺空間の活用など、運河を生かす様々な取組みが進んでいます。魅力ある水辺をめざし、これらを一層推進していくことが必要です。
- ・芝浦中央公園、埠頭公園、都立芝浦南ふ頭公園内の区立運動広場など、規模が大きくスポーツの拠点となる公園が多く立地しています。運河に沿って運河沿緑地のネットワークがあり、地区全体で公園も充実していますが、今後も人口の増加が見込まれることから、身近なレクリエーションの場をさらに充実していく必要があります。
- ・台場地域の海辺に、重要種を含む多様な生きものの生息が確認されています。野鳥をはじめとする生きものの生息拠点となっている海辺の環境を保全するとともに、区民が身近に自然とふれあえる場を充実させていくことが課題となっています。

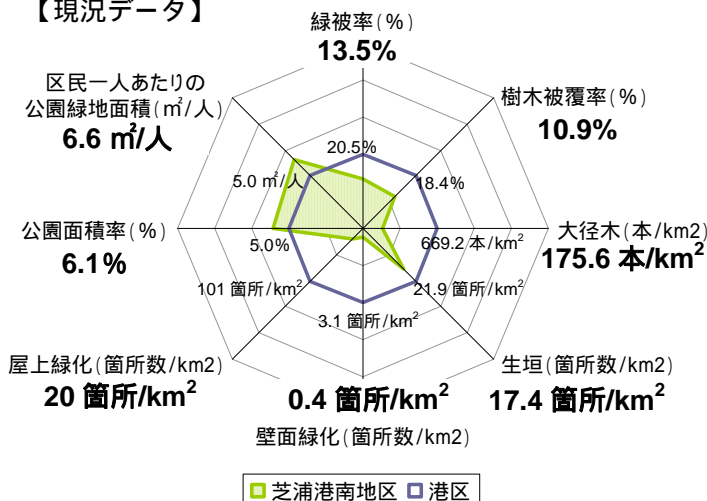


新芝運河



高浜運河沿緑地を活用した催し

【現況データ】



	芝浦港南地区	港区全体
地区面積	476.0ha	2033.9ha
人口(H22.4.1)	44,506人	202,505人
緑被地面積(H18)	64.3ha	417.0ha
緑被率(H18)	13.5%	20.5%
公園緑地総面積(H22.4.1)	29.5ha	102.0ha
公園緑地箇所数	区立公園	14箇所
	児童遊園	3箇所
	区立緑地	11箇所
	区立計	28箇所
	国の公園等	0箇所
都立公園・都立海上公園	5箇所	8箇所
	計	33箇所
アドプト・プログラム参加団体(H23.2)	23団体	79団体

(2) 緑と水のまちづくりの目標

運河と海辺と緑を生かした環境にやさしい魅力的なまちをつくる

芝浦港南地区の重点的な取組み：区平均に近づけることをめざした緑被率の向上

(3) 緑と水のまちづくりの方針

みんなで緑と水を育てよう

緑と水辺を活用した交流の場づくり

- 公園や道路の緑化活動などを通じて、区民、事業者等の交流の場を創出していくと同時に、緑と水を守り育てる機運の醸成を図ります。

ふるさとの海づくりの推進

- 地区の特色である海辺の環境を生かして、環境教育、区民協働の生物生息環境の保全・再生などを進め、緑と水、環境に対する区民の意識を高めていきます。

ゆかりの緑と水を大切にしよう

台場地域の自然環境保全

- 台場、鳥の島などの周囲にある多様な生物が生息・生育する緑、水辺を東京都等の関係機関と協力して保全します。

大木の育成

- 芝浦港南地区は埋め立てによって造られた新しい市街地ですが、すでに数十年が経過し、地区の各所に大木が育っています。こうした大木を保護樹木に指定することを検討します。また、緑化計画書制度等を通じて、新しく樹木を植える際に、大木に育つ木を植え、育成していくことを誘導していきます。

運河の水質、水環境の向上

- 運河の水質汚濁を防止し、水質の改善を進めるため、東京都と協力して運河の水環境向上に向けた取組みを進めます。

ふれあいともてなしの緑と水を創り出そう

街路樹の育成、壁面緑化、緑のカーテン設置等を通じた緑豊かな街並み形成

- 緑の豊かさが感じられる街並みを形成していくため、街路樹の育成、区民や事業者と連携した壁面緑化、緑のカーテン設置等を進め、目に映る緑を増やしていきます。

緑と水を生かした環境配慮型のまちづくり

- 開発事業等によるまちづくり、都市計画諸制度、緑化計画書制度を活用して緑を増やすとともに、樹木による緑陰形成と保水性舗装によるヒートアイランド対策、緑化による地表被覆の改善など、緑と水を生かした環境配慮型のまちづくりを誘導していきます。

田町駅東口北地区のまちづくりを通じた緑と水の創出

- 既存の芝浦公園を移転して拡充整備を図ります。また、公園を含め、街区全体で近隣公園に相当する規模の緑豊かなオープンスペースを創出します。
- 屋上緑化、壁面緑化による緑の創出を進めます。
- ヒートアイランド現象の緩和に向け、保水性舗装の整備を進めます。

- ・護岸の整備にあわせ、親水空間のネットワーク化を進めます。

人口増加に対応した公園等の充実

- ・今後も見込まれる人口増加によって高まると考えられる、身近なレクリエーションの場に対する需要に対応していくため、多様な公園の整備を進めます。
- ・水再生センターの整備に伴って緑豊かなオープンスペースを確保します。

運河の活用と魅力向上

- ・東京都や芝浦運河ルネッサンス協議会等と協力して、運河を活用したイベントの開催など、水辺に親しめる事業を推進します。
- ・運河と海辺の魅力を向上していくため、周辺の土地利用の転換に合わせ運河・海辺に沿った連続した空地の確保と緑化、運河・海辺に対して開放性のあるデザインの誘導などにより、景観形成を進めます。

緑と水をつなごう

水辺の散歩道整備

- ・水辺に沿った緑と水のネットワークを形成し区民が水辺に親しめる空間を充実させていくため、運河に沿った遊歩道の整備、運河沿緑地の連続化、アプローチの向上を進めます。

運河を生かした風の通り道形成

- ・運河、運河に沿った民有地が連携して運河に沿った空間の緑化、連続したオープンスペースの形成等を進め、風の通り道を形成します。

水辺の生物生息・生育環境の再生

- ・東京都と協力して、護岸などの整備においては、生きものに配慮した水辺空間創出を進めていきます。

(4) 緑と水の配置イメージ



おわりに ～ 計画の推進に向けて～

1 推進体制

この計画の推進にあたっては、区民、事業者と区の関係部署及び各地区総合支所が、連携、協働し、地域が一体となって取組みを進めます。

各施策の推進に際しては、区の関係部署で構成する「(仮称)港区みどりの検討委員会」において区役所内部の総合調整を行うとともに、有識者及び区民で構成される「港区緑と水の委員会」の助言を得て総合的・効率的に取組みを進めます。

特に新たな取組みを始める際には、枠組みづくりの段階から区民や事業者、緑と水の保全・創出に取り組む様々な活動組織の参加を呼びかけて地域の課題、課題解決の方法をともに話し合い、解決に向けた取組みを進めます。

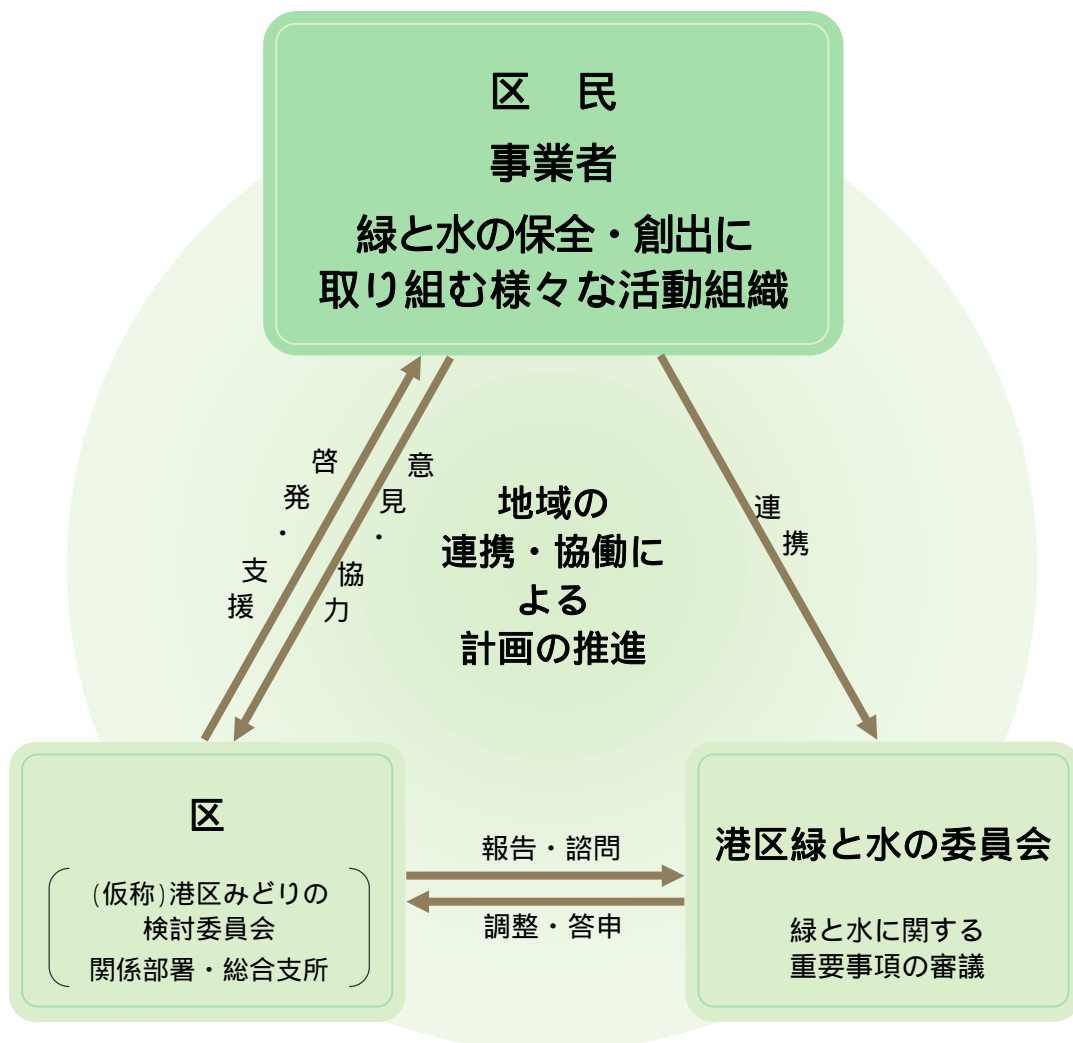


図 計画の推進体制

2 進捗管理

この計画に示した施策を着実に進めていくために、新規施策及び継続施策のうち拡充する施策の着手時期を計画期間の前期（平成23～27年度）、後期（平成28～32年度）に分け、「表 施策の取組みスケジュール一覧」（p.126-127）に示す取組みスケジュールを設定しました。

このスケジュールに沿って施策を着実に進めていくため、計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、改善・見直し（Action）のサイクルを継続的に進め、計画の進捗管理を行います。具体的には、区の関係部署で構成する「（仮称）港区みどりの検討委員会」が中心となって、施策を推進するとともに、定期的に各施策の進捗状況の点検を行います。

計画の見直しについては、中間年次にあたる平成27年度、計画期間の最終年度にあたる平成32年度に、港区みどりの実態調査の結果等を踏まえて目標の達成状況を評価し、必要に応じて見直しを行います。見直しに際しては、有識者及び区民で構成される「港区緑と水の委員会」の意見、総合支所を通じて把握される地区ごとの意見をはじめ、区民、事業者等の意見を幅広く反映していきます。

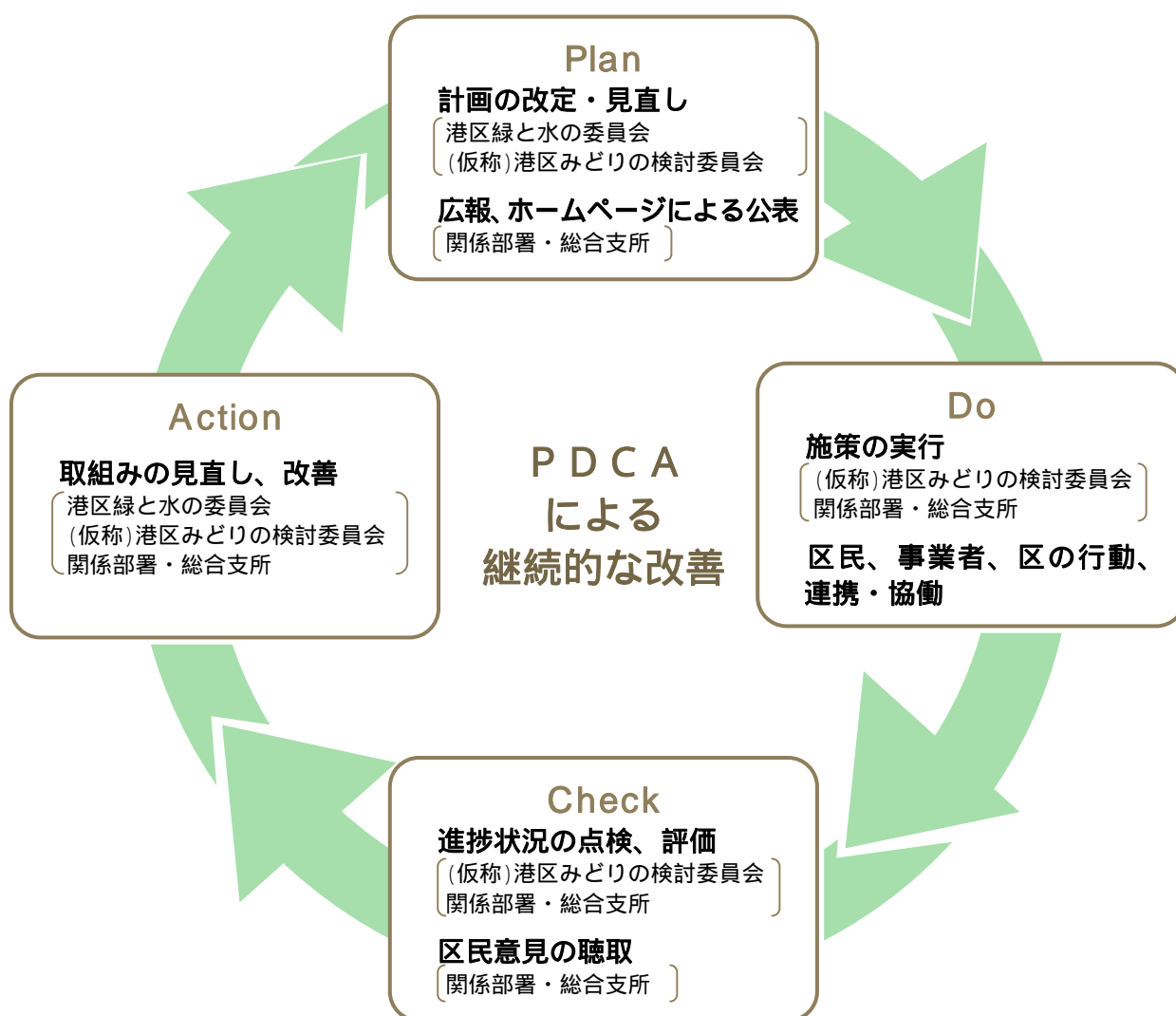


図 計画の進捗管理

表 施策の取組みスケジュール

	施策 (太字:重点的な取組み関連施策)	区分	実施時期 (:新規・拡充施策 の着手時期)		掲載 ページ
			前期	後期	
① みんなで緑と水を育てよう	(1)-1 緑と水を知り、学ぶ機会を充実します				
	(1)-1-1	緑と水に関する普及・啓発	継続	→	67
	(1)-1-2	環境学習の推進	継続	→	68
	(1)-1-3	区民協働の緑と水のモニタリング	新規	○→	69
	(1)-2 緑と水を育てる担い手を育成します				
	(1)-2-1	みどりの活動員による活動の推進	継続	→	70
	(1)-2-2	ビオトープに関する学習会の実施	継続	→	70
	(1)-3 緑と水を育てる活動を推進します				
	(1)-3-1	緑のカーテンプログジェクトの推進	継続	→	71
	(1)-3-2	アドプト・プログラムの推進	継続	→	71
	(1)-3-3	優れた緑化事例の発信	拡充	○→	72
	(1)-3-4	事業者、NPO、公益法人等との協働	新規	○→	73
	(1)-3-5	緑と水を守り育てる活動への財政的支援の充実	新規	○→	74
	② ゆかりの緑と水を大切にしよう	(2)-1 ゆかりある緑を保全します			
(2)-1-1		小規模緑地・大木の保全	新規	○→	75
(2)-1-2		保護樹木・保護樹林の指定強化	拡充	○→	76
(2)-1-3		緑化計画書制度を通じた緑と水の質の保全・向上	新規	○→	77
(2)-2 健全な水循環系を保全・構築します					
(2)-2-1		湧水地の保全	新規	○→	79
(2)-2-2		雨水浸透施設の設置促進	継続	→	79
(2)-3 古川、運河の水環境を向上します					
(2)-3-1		古川の水質、水環境の向上	継続	→	80
(2)-3-2		運河の水質、水環境の向上	継続	→	81
③ ふれあいとてなしの緑と水を創り出そう		(3)-1 にぎわいあふれる公園をつくります			
	(3)-1-1	区民の生活スタイルに合わせた公園、児童遊園の再生	継続	→	82
	(3)-1-2	区民、事業者と連携、協働した公園のにぎわい創出	継続	→	83
	(3)-1-3	特色ある公園づくり(公園等の新設)	継続	→	84
	(3)-1-4	都市計画公園の整備推進	継続	→	85
	(3)-1-5	まちの安全・安心に役立つ公園づくり	継続	→	86
	(3)-1-6	環境に配慮した公園づくり	継続	→	87
	(3)-2 緑の豊かさが感じられるまちをつくります				
	(3)-2-1	フラワーランド計画の推進	継続	→	88
	(3)-2-2	街路樹の育成、緑量の確保	拡充	○→	89
	(3)-2-3	学校の緑化推進	拡充	○→	90
	(3)-2-4	区有施設の緑化推進	拡充	○→	90
	(3)-2-5	都市計画諸制度、緑化計画書制度を活用した環境に配慮した緑と水の創出	拡充	○→	91
	(3)-2-6	景観形成特別地区における緑と水を生かした景観づくり	拡充	○→	92
	(3)-2-7	緑化助成	継続	→	93
	(3)-2-8	民有緑地の公開	継続	→	93
	(3)-3 水辺の魅力を高めます				
(3)-3-1	古川の親水化	継続	→	94	
(3)-3-2	運河・海辺の空間活用の推進	拡充	○→	95	

	施策 (太字: 重点的な取組み関連施策)	区分	実施時期 (: 新規・拡充施策 の着手時期)		掲載 ページ
			前期	後期	
④ 緑と水をつなごう	(4)-1 緑と水のネットワークをつくります				
	(4)-1-1	緑と水を生かした風の通り道、快適な歩行環境(緑陰)の創出	新規	○ →	96
	(4)-1-2	水辺の散歩道の整備	継続	→	98
	(4)-1-3	緑と歴史の散歩道整備	継続	→	99
	(4)-1-4	緑資源の有効活用	拡充	○ →	100
	(4)-2 生きものがすむ環境を保全・再生します				
	(4)-2-1	ピオトープづくりの推進	継続	→	101
	(4)-2-2	水辺の生物生息環境の再生	新規	○ →	102
	(4)-2-3	公園・緑地の維持管理における生きものへの配慮	新規	○ →	103
	(4)-2-4	港区生物多様性地域戦略の策定	新規	○ →	103
	(4)-3 緑と水に関する調査を進めます				
	(4)-3-1	港区みどりの実態調査	継続	→	104
	(4)-3-2	湧水に関する調査	拡充	○ →	104
	(4)-3-3	港区生物現況調査	拡充	○ →	105
	(4)-3-4	ヒートアイランド現象に関する調査	継続	→	105

3 国、東京都との連携・調整

港区には、国や東京都が管理する公園緑地、河川、運河等の水辺が多数あります。このため、各管理者と連携、調整を図りながら、緑と水の保全・創出を進めます。

具体的には、次の事項について国、東京都と特に連携・調整を図ります。

- ・ 国道や都道の街路樹について、道路の空間構成などを踏まえ、生育環境に適した樹種の選定、緑量の確保や緑陰の形成につながる維持管理を要請していきます。
- ・ 都立公園、都立海上公園の整備について積極的な働きかけを行っていきます。都立青山公園については、区立青葉公園との一体的な整備を図っていくことで、商業・業務地の特性に応じた多目的な機能を備えた大規模公園となるよう働きかけを進めます。都立芝浦北ふ頭公園については、残存する港湾施設の取扱い等の課題への都の対応を踏まえつつ、整備を働きかけていきます。また、都立海上公園の区への移管について、「海上公園の新たな管理主体について(平成17年2月24日東京都港湾審議会答申)の移管基準を踏まえ、働きかけていきます。
- ・ 古川、運河の水質改善、生きものの生息・生育に配慮した護岸などの整備、水辺に親しめる空間の整備や水辺空間の活用について、東京都と協力して施策を進めます。
- ・ 緑の保全と創出に関する、都、市区町村共通の課題については、「『緑確保の総合的な方針』都市区町村合同推進委員会」において検討します。

4 隣接する区との連携

斜面緑地、古川、運河、海辺など、区を越えてつながり、広がりのある緑と水の保全、創出に取り組む際には、隣接する区と協力して施策を推進します。



資料編

- 1 港区みどりを守る条例
- 2 港区緑と水の総合計画策定の経緯
- 3 用語解説の索引



資料編

1 港区みどりを守る条例

港区みどりを守る条例

昭和四十九年六月二十八日
条例第二十九号

目次

- 第一章 総則(第一条 第六条)
- 第二章 みどりの保全(第七条 第十六条)
- 第三章 みどりの創出(第十七条・第十八条)
- 第四章 みどりの普及及び啓発(第十九条・第二十条)
- 第五章 雑則(第二十一条)
- 付則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、港区におけるみどりの保全及び創出に関し、必要な事項を定めることにより、区民が豊かなみどりのもたらす恩恵を享受し、快適な生活を営むことができる環境の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 区民 区内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- 二 事業者 区内で事業活動を行うものをいう。
- 三 みどり 樹木、樹林、生け垣、草花等の植物及び水、土壌、大気等の動植物の生息地又は生育地が一体となつて構成された自然環境をいう。

(区長の責務)

第三条 区長は、区民及び事業者と協働し、あらゆる施策を通じて、みどりの保全及び創出に努めなければならない。

2 区長は、みどりの保全及び創出に関する区民の提案及び意見について、施策に反映するよう努めなければならない。

(区民の責務)

第四条 区民は、自ら進んでみどりの保全及び創出に努めるとともに、区の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、事業活動を行うに当たつて、積極的にみどりの保全及び創出に努めるとともに、区の施策に協力しなければならない。

(基本方針の策定及び調査)

第六条 区長は、みどりの保全及び創出に関する基本方針を策定するとともに、おおむね

五年ごとに緑被の状況等みどりの実態調査を行い、これを公表しなければならない。

2 区長は、前項の調査のほか、必要に応じて、区内に生息する生物の現況を調査するものとする。

第二章 みどりの保全

(保護樹木等の指定)

第七条 区長は、区規則で定める基準に該当する樹木、樹林及び生け垣(以下「樹木等」という。)について、所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)からの申請に基づき、保護し、育成すべき樹木等(以下「保護樹木等」という。)を指定するものとする。

2 前項の規定は、国、地方公共団体等が所有者等である樹木等については、適用しない。

(台帳)

第八条 区長は、保護樹木等に関する台帳を作成し、前条第一項の規定により保護樹木等を指定したときは、これに記録しなければならない。

(標識の設置)

第九条 区長は、第七条第一項の規定により保護樹木等を指定したときは、区規則で定めるところにより、これを表す標識を設置するものとする。

(保存義務)

第十条 保護樹木等の所有者等は、保護樹木等を良好な状態に保つように努めなければならない。

(指導)

第十一条 区長は、保護樹木等の所有者等に対し、保護樹木等の枯死又は損傷の防止その他の保全について、必要な指導をしなければならない。

(補助)

第十二条 区長は、第七条第一項の規定により指定した保護樹木等の保存に関し、必要があると認めるときは、予算の範囲内で費用の全部又は一部を補助することができる。

(届出事項)

第十三条 保護樹木等の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- 一 保護樹木等が滅失し、又は枯死したとき。
- 二 所有者等が変わつたとき又は所有者等の住所が変わつたとき。
- 三 保護樹木等の移植等位置の変更を行うとき。
- 四 その他保護樹木等に異変があつたとき。

(指定の解除)

第十四条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保護樹木等の指定を解除することができる。

- 一 保護樹木等が滅失し、又は枯死したとき。
- 二 所有者等から指定解除の申請があつたとき。

2 前項に定めるほか、区長は、公益上必要があると認めるときは、保護樹木等の指定を解除することができる。

(特別保護樹木等の指定等)

第十五条 区長は、区のみどりの象徴としてふさわしいと認める保護樹木等について、所有者等からの申請に基づき、特別に保護し、育成すべき保護樹木等(以下「特別保護樹木

等」という。)を指定することができる。

2 第八条、第九条及び前条の規定は、前項の規定により指定された特別保護樹木等に準用する。

3 区長は、特別保護樹木等の所有者等から指定解除の申請があつたときは、当該特別保護樹木等の保存について、所有者等に要請することができる。

(その他のみどりの保全)

第十六条 区長、区民及び事業者は、保護樹木等以外の樹木等について、伐採等は極力避けるようその保全に努めなければならない。

2 区長、区民及び事業者は、水、土壌及び大気を良好な状態に保持するよう努めなければならない。

3 区長、区民及び事業者は、地下水及び湧ゆう水の涵かん養に努めなければならない。

4 区長、区民及び事業者は、斜面緑地(台地、丘陵地その他の起伏のある土地の斜面に形成された緑地で、自然環境が保全されているものをいう。)の保護に努めなければならない。

第三章 みどりの創出

(公共施設の緑化)

第十七条 区は、その設置し、又は管理する道路、河川、公園、公営住宅、学校、庁舎等(以下「公共施設」という。)について、区長が定める基準により、植樹するなどその緑化に努めなければならない。

2 国、地方公共団体等の機関は、その設置し、又は管理する公共施設について、前項の基準に準じてその緑化に努めなければならない。

(民間施設の緑化)

第十八条 区規則で定める面積以上の敷地を有する区民及び事業者は、その敷地に、区規則で定める基準により、樹木を植えるよう努めなければならない。

2 区長は、前項の基準を達成するため、区民及び事業者に対し、必要な助言又は勧告を行うことができる。

3 区長は、前項の勧告を受けた区民及び事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第四章 みどりの普及及び啓発

(普及及び啓発)

第十九条 区長は、区民及び事業者と協働し、みどりの保全及び創出に関し、普及及び啓発に努めなければならない。

2 区長は、みどりの保全及び創出に取り組む者に対し、必要な技術的指導及び援助を行うことができる。

(みどりの活動員等)

第二十条 区長は、みどりの保全及び創出に関する活動を行う区民又は団体をみどりの活動員又はみどりの活動団体(以下「みどりの活動員等」という。)として認定することができる。

2 みどりの活動員等は、区の施策に協力するとともに、みどりの保全及び創出に関する活動及び知識の普及に努めなければならない。

第五章 雑則

(委任)

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和五四年三月一七日条例第一一号)

この条例は、昭和五十四年七月一日から施行する。

付 則(平成二一年三月二五日条例第一〇号)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の港区みどりを守る条例第二十二条第一項の規定により委嘱されている緑化協力員については、平成二十二年三月三十一日までの間、なお従前の例により在職するものとする。

2 港区緑と水の総合計画策定の経緯

(1) 港区緑と水の委員会

委員名簿

	氏名	役職名等
委員長	半田 真理子	(財)都市緑化技術開発機構 都市緑化技術研究所長
委員	守田 優	芝浦工業大学 教授
委員	一ノ瀬 友博	慶應義塾大学 准教授
委員	佐藤 尚巳	(株)佐藤尚巳建築研究所 代表取締役
委員	中村 俊彦	千葉県立中央博物館 副館長(併任) 千葉県環境生活部自然保護課 生物多様性センター 副技監
委員	山崎 誠子	日本大学 助教
委員	竹崎 典夫	公募区民
委員	平川 幸子	公募区民

(役職名等は平成23年3月現在)

設置要綱

港区緑と水の委員会設置要綱

平成21年7月15日

21港環環第488号

(設置)

第1条 港区みどりを守る条例(昭和49年港区条例第29号)に基づき、港区における緑と水に関する施策を総合的に推進するため、港区緑と水の委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 緑と水の保全及び創出の計画策定に関すること。
- (2) 特別保護樹木等の選定に関すること。
- (3) 保護樹木等の保全に関すること。
- (4) 湧水地の保全に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で区長が委嘱し、又は任命する委員8人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区民及び事業者 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者のうちから委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(意見聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会の審議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境リサイクル支援部環境課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境リサイクル支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年7月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(2) 港区緑と水の総合計画策定委員会

委員名簿

	役職名等
委員長	街づくり支援部長
副委員長	街づくり支援部都市計画課長
委員	芝地区総合支所まちづくり担当課長
委員	麻布地区総合支所まちづくり担当課長
委員	赤坂地区総合支所まちづくり担当課長
委員	高輪地区総合支所まちづくり担当課長
委員	芝浦港南地区総合支所まちづくり担当課長
委員	街づくり支援部開発指導課長
委員	街づくり支援部建築課長
委員	街づくり支援部土木課長
委員	街づくり支援部土木計画・交通担当課長
委員	街づくり支援部土木施設管理課長
委員	環境リサイクル支援部環境課長
委員	企画経営部企画課長
委員	防災危機管理室防災課長
委員	教育委員会事務局庶務課長

港区緑と水の総合計画策定委員会設置要綱

平成21年7月30日

21港環計第846号

(設置)

第1条 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画に該当する港区緑と水の総合計画を策定するため、港区緑と水の総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 港区緑と水の総合計画の策定に関すること。
- (2) その他緑と水の計画に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、街づくり支援部長をもって充て、会務を統括する。

3 副委員長は、街づくり支援部都市計画課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(意見聴取)

第4条 策定委員会は、第2条各号に掲げる事項の検討にあたり、適時に、港区緑と水の委員会の設置に関する要綱(平成21年7月15日21港環環第488号)により設置される港区緑と水の委員会の意見を聴くものとする。

(部会)

第5条 策定委員会は、所掌事項の円滑な遂行を図るため、部会を置くことができる。

2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、副委員長をもって充て、副部会長及び部会員は、職員のうちから委員長が指名する。

(運営)

第6条 策定委員会及び検討委員会は、委員長が招集する。

2 部会は、部会長が招集する。

(委員以外の者の出席)

第7条 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会、検討委員会及び部会の庶務は、街づくり支援部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

芝地区総合支所まちづくり担当課長

麻布地区総合支所まちづくり担当課長

赤坂地区総合支所まちづくり担当課長

高輪地区総合支所まちづくり担当課長

芝浦港南地区総合支所まちづくり担当課長

街づくり支援部開発指導課長

街づくり支援部建築課長

街づくり支援部土木課長

街づくり支援部土木計画・交通担当課長

街づくり支援部土木施設管理課長

環境リサイクル支援部環境課長

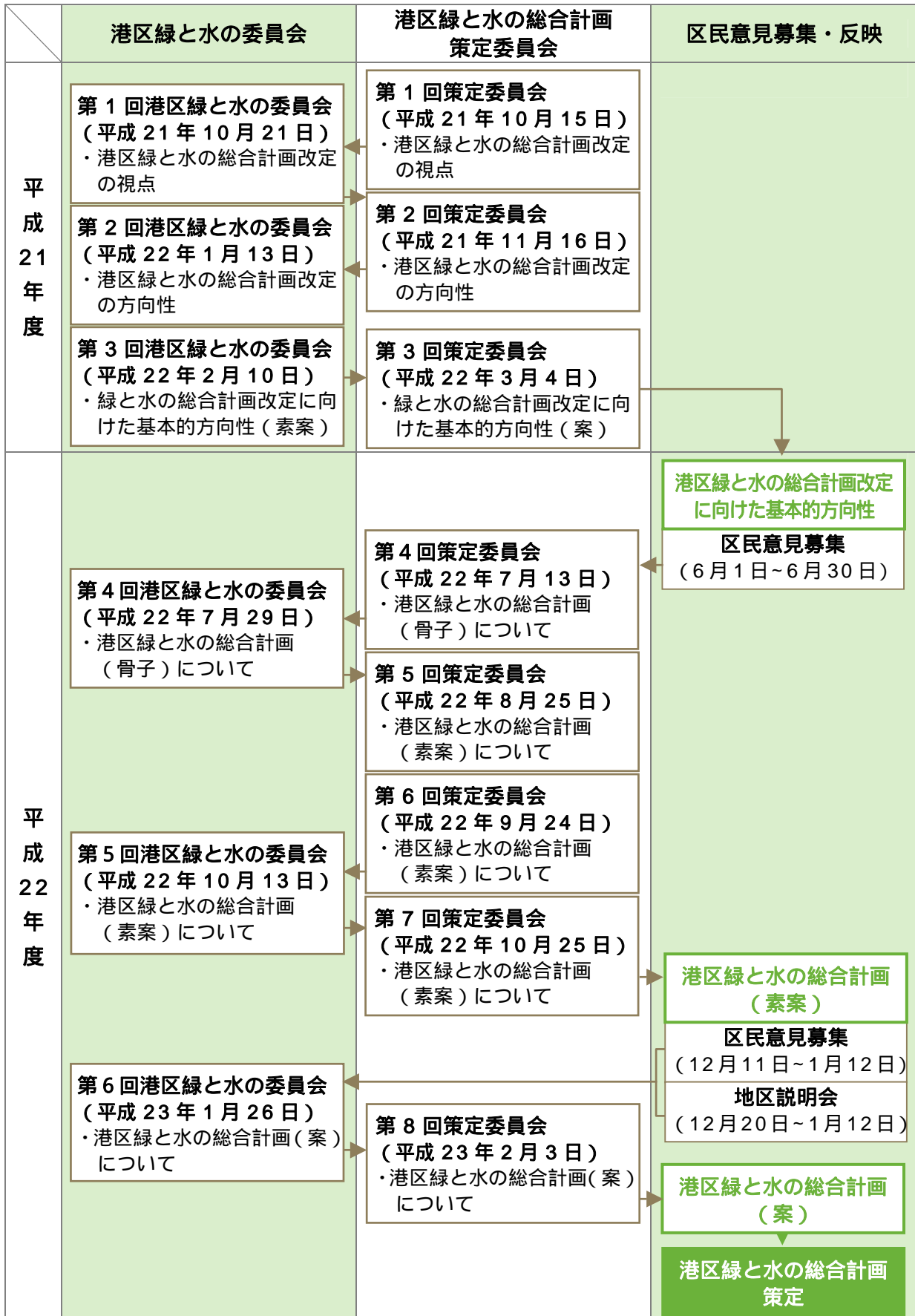
企画経営部企画課長

防災危機管理室防災課長

教育委員会事務局庶務課長

(3) 検討の経緯

検討の経緯



区民意見の募集結果

港区緑と水の総合計画改定に向けた基本的方向性についての意見募集

- ・ 募集期間
平成22年6月1日（火）～平成22年6月30日（水）
- ・ 募集方法
電子メール、郵便、ファックス及び指定場所への提出等
- ・ 意見募集の結果
意見数 5件 （提出者数：5名 提出方法：電子メール4名・郵便1名）

港区緑と水の総合計画（素案）についての意見募集

ア．区民意見募集

- ・ 募集期間
平成22年12月11日（土）～平成23年1月12日（水）
- ・ 募集方法
電子メール、郵便、ファックス及び指定場所への提出等
- ・ 意見募集の結果
意見数 20件 （提出者数：4名 提出方法：電子メール3名・電話1名）

イ．地区説明会

- ・ 開催日
平成22年12月20日（月）、21日（火）、22日（水）
平成23年 1月 7日（金）、12日（水）（区内5地区で各1回開催）
- ・ 参加者数（5地区計）
38名

3 用語解説の索引

【あ】	ページ	【ま】	ページ
遊び場	29	マンホールトイレ	28
アドプト・プログラム	2	緑の基本計画	6
【か】		緑のマット	90
界わい緑化プログラム	97	緑のリサイクルマーケット	36
かまどベンチ	28	みどり率	34
カルガモプロジェクト	44	港区緑と水の総合計画 (昭和63年策定)	2
区立緑地	19	港区緑と水の総合計画 (平成11年策定)	2
公開空地	19	民設公園	85
【さ】		【や】	
実質浸透域	23	優先整備区域	50
芝浦運河ルネッサンス協議会	95	【ら】	
市民緑地	75	立体都市公園	85
斜面緑地	30	緑化計画書制度	18
浸透トレンチ	23	緑化重点地区	7
浸透ます	23	緑化率	18
生物多様性	26	レッドリスト	26
総合設計制度	19		
【た】			
大径木	109		
地区内残留地区	28		
提供公園	19		
透水性舗装	23		
特別保護樹木・特別保護樹林	76		
特別緑地保全地区	75		
都市計画諸制度	91		
特許事業	85		
【は】			
BOD	80		
ビオトープ	65		
ヒートアイランド現象	24		
フラワーランド計画	36		
保護樹木	17		
保護樹林	17		

区の木



ハナミズキ

ミズキ科

北米原産 外来種
落葉広葉樹

区の花



アジサイ

ユキノシタ科

日本(関東南部)原産
落葉広葉樹 1.5 ~ 2.0m



バラ

バラ科

日本、中国、欧州原産
常緑落葉低木つる



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定されました。旧芝・麻布・赤坂の三区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号 22205-5011

港区緑と水の総合計画

平成23年(2011年)3月発行

発行・編集: 港区 街づくり支援部 都市計画課
港区芝公園一丁目5番25号 電話 3578-2111(代表)



港区

〒105-8511 港区芝公園 1-5-25
TEL 03-3578-2111 (代)

<http://www.city.minato.tokyo.jp>